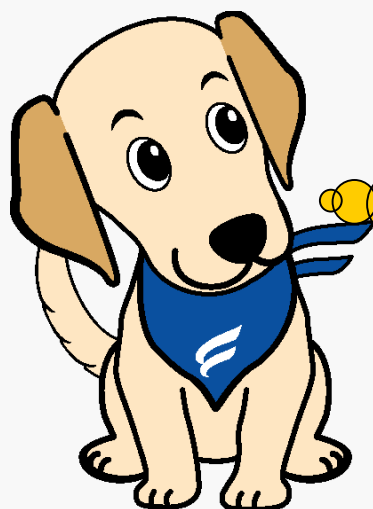


日医工MPIレポート

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

新定義での都道府県別GE数量割合 (保険薬局調剤分) MPI推計

資料作成: 株式会社日医工医業経営研究所(日医工MPI)
医業経営コンサルタント登録番号第6345 飯田裕美



Nikky

都道府県別GE数量割合を新定義に換算する場合は、旧定義データを漢方薬等が除かれていないデータに補正する必要があり、MPIで推計しました。

No.20131018-335



株式会社日医工医業経営研究所

推計方法と考察

厚労省が公開している『調剤医療費の動向』データ等をもとに調剤薬局におけるジェネリック数量割合を新定義に換算しました

推計方法

- 旧定義数量割合は『調剤医療費の動向』より後発医薬品割合（数量ベース）を採用した。
- 『調剤医療費の動向』における数量ベースは、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方製剤が除外されており、これを補正するため平成23年11月30日の中医協総会資料に掲載された数値（平成23年3月審査分データ）をもとに、MPIにて上記製剤の数量ベースを**9.05%**と算出した。
- 除外成分数量ベースに大きな変動はないという前提で、平成23年9月の薬価調査データと除外成分数量ベース（9.05%）をもとに上記製剤を除外した後発医薬品割合を**25.06%**と算出した。
- この25.06%が新定義での39.9%に該当するとして、係数を**1.592**と算出し、これを旧定義数量に掛け、新定義数量割合を算出した。

考察

- 保険薬局調剤分のジェネリック数量割合における新定義換算値は、全国平均で**45.6%**（平成24年度）
- 新定義でも目標値を達成しているのは沖縄県のみである。
- 平成24年度データと平成25年3月単月データを比較すると全都道府県でジェネリックの数量割合は増加傾向にある。
- 薬価調査（平成23年9月）における新定義でのジェネリック数量割合は39.9%で、保険薬局調剤分の全国平均を下回っており、厚労省が掲げる目標を達成するには薬局だけでなく医療機関に対するジェネリック促進策も重要となる。

新定義でのGE数量割合（保険薬局調剤分）MPI推計

単位(%)	H24年度		H25.3単月	
	旧定義	新定義	旧定義	新定義
全国	28.7	45.6	29.4	46.8
北海道	29.6	47.1	30.4	48.4
青森	30.8	49.1	31.7	50.4
岩手	32.4	51.7	33.4	53.1
宮城	29.5	47.0	30.0	47.7
秋田	23.9	38.1	24.9	39.7
山形	33.0	52.5	33.7	53.7
福島	27.6	44.0	28.4	45.2
茨城	27.7	44.0	28.0	44.5
栃木	28.8	45.8	29.2	46.6
群馬	30.6	48.7	31.6	50.3
埼玉	29.8	47.4	30.5	48.5
千葉	29.1	46.4	30.0	47.8
東京	25.2	40.1	26.1	41.5
神奈川	27.9	44.4	28.7	45.8
新潟	29.2	46.5	30.0	47.8
富山	31.9	50.8	32.5	51.7
石川	28.8	45.9	29.5	46.9
福井	30.5	48.6	31.3	49.9
山梨	24.8	39.5	25.1	40.0
長野	30.6	48.6	31.7	50.4
岐阜	28.1	44.8	29.0	46.2
静岡	29.2	46.5	29.8	47.5
愛知	27.8	44.2	28.4	45.2

単位(%)	H24年度		H25.3単月	
	旧定義	新定義	旧定義	新定義
三重	29.5	47.0	30.4	48.4
滋賀	27.2	43.3	28.2	45.0
京都	27.1	43.2	27.8	44.3
大阪	27.6	44.0	28.3	45.1
兵庫	28.7	45.6	29.4	46.8
奈良	31.2	49.7	32.2	51.3
和歌山	26.8	42.7	27.9	44.5
鳥取	29.0	46.1	29.6	47.1
島根	31.2	49.7	31.7	50.4
岡山	30.5	48.6	31.4	49.9
広島	27.2	43.3	27.7	44.2
山口	30.2	48.0	30.9	49.2
徳島	23.9	38.0	24.5	39.0
香川	27.4	43.6	28.4	45.2
愛媛	28.0	44.6	28.9	46.0
高知	26.2	41.7	26.9	42.9
福岡	30.0	47.7	30.7	48.9
佐賀	29.1	46.4	30.0	47.7
長崎	29.7	47.3	30.4	48.4
熊本	32.5	51.7	33.4	53.2
大分	29.9	47.6	30.6	48.7
宮崎	31.7	50.4	32.5	51.8
鹿児島	36.1	57.5	37.1	59.0
沖縄	41.7	66.5	42.4	67.5

※旧定義数量割合は、調剤医療費の動向（平成24年度版、平成25年3月単月分）を採用（下記製剤は除外）

※新定義数量割合は、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬及び漢方を除外①を補正し②を算出

(参考) ジェネリックシェアの新定義

数量シェア			厚生労働省 薬価調査(各年9月)			
			2005年	2007年	2009年	2011年
先発品	後発品なし		21.4%	21.6%	18.9%	19.1%
	後発品あり (長期収載品)	A	34.9%	34.9%	36.3%	34.3%
旧定義シェアの後発品		B	16.8%	18.7%	20.2%	22.8%
その他の品目(局方、生薬等)			27.0%	24.8%	24.6%	23.9%
(新定義シェアの分母)		A+B	51.7%	53.6%	56.5%	57.1%
新定義シェアの後発品		B/A+B	32.5%	34.9%	35.8%	39.9%

漢方薬等が含まれている旧定義の後発品シェアを新定義に換算しているため、漢方薬等が含まれていない旧定義の後発品を新定義に換算する場合は、“補正”が必要になります。